

# 令和4年度事業計画書

## I 活動方針

新型コロナウイルス感染症は、現在も終息には至っておらず、今後も感染拡大の波が押し寄せることが予想されます。協会活動については、感染拡大を予防しつつ行うことが求められます。

事業規模（公共事業予算）については、例年より1月早い12月に補正予算が成立しました。前年度よりは少し少ない額（港湾整備事業＋港湾海岸事業の国費：847億円）ですが、大型の補正予算が措置されています。また、令和4年度の通常分の予算は昨年度より少し多い2,596億円（国費：同）が確保されました。高水準の予算がここ3年ほど続いています。この予算を以て、切れ目のない事業執行（発注）により地域の経済を下支えしてくれることを期待しています。

### 【要望活動】

ここ数年、中長期事業見通しの提示や、港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドラインが策定されるなど、国土交通省港湾局により、様々な事業執行制度の改善がなされています。しかし、課題が全て解決されたわけではなく、引き続き、作業船を保有する業者が適正に評価され、地域の守り手として安定的・持続的に活動できるような公共調達制度の改善、地元向け工事の増とともに、下請契約が適正に行われるように求めていく必要があります。そのため、令和4年度も、要望内容を議論し港湾局長要望に取り組んでまいります。

### 【あり方検討会その他検討会】

国土交通省港湾局は令和3年度より、あり方検討会を設置し、重点取組課題について議論しています。あり方検討会は、協会の抱える課題について申し述べる機会であり、令和4年度も継続されることとなりますので、積極的に対応して参ります。

また、あり方検討会以外の検討会にも積極的に対応して参ります。

### 【資格認定事業・能力評価事業】

「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業については、公益事業であり公正さを第一に取り組んでまいります。特に、更新講習については、コロナ禍の下でも安心して資格の更新ができるよう、令和3年度より導入しましたオンライン講習を継続します。また、令和3年度行えなかったデータベースの更新に取り組みます。

CCUSと連動した能力評価については、国土交通省のコンピューターシステムが停止中であり、令和3年から協会が審査を行っています。CCUSは、登録しただけでは最低位のレベル1技能者にしか登録できず、能力評価を行うことで上位のレベルに上られる仕組みであり、制度の周知と適正な審査に取り組みます。

### 【働き方改革、担い手育成・確保】

働き方改革は、休日確保など労働環境を改善するとともに、入職を促し、担い手確保に繋がります。そのための「十分な工期の確保」「労務費・船舶損料の改善」などについては、他の港湾建設団体とも連携・協力しながら進めます。

特に、工期については、令和3年7月に「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」が策定されました。受発注者が協力し、適切な工期にするための仕組みができましたので、令和3年度の港湾局長要望で「本ガイドラインの現場への浸透」を要望したところです。実際の現場での対応状況を注視していきます。

特定技能外国人受入に関しては、関係する協会が「特定技能外国人受入検討協議会」を設置しており、当協会も協議会の一員として諸課題への対応に取り組みます。また、受け入れ意向のある会員企業に情報提供等をしていきます。

船舶作業員の斡旋事業に関しては、まだ十分な活用がなされていませんが、具体的な事例の紹介などにより、その普及と利用促進に努めて参ります。

新たな担い手のための海上工事業のPRに関しては、会員企業が行っている現場見学会等の取組と連携・協力して参ります。

### 【その他の活動】

港湾における i-Construction 推進、洋上風力発電など新たな事業分野に関する情報を会員に提供してまいります。

また、カーボンニュートラルに関する情報収集と対応の検討を行って参ります。

令和4年度は、このような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

## 1. 事業活動

### (1) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和4年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて企業経営に影響を及ぼしている様々な課題について、会員が抱えている現状や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

### (2) 要望活動

#### ① 国土交通省等への要望

国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。予算の確保、元請受注の増と下請契約の改善を主な柱とし、「働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上」という建設業が直面する課題、そして、「作業船の維持・更新」という当協会の特徴的な課題を要望してまいります。

各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催します。その際、本部も同席し一丸となって要望します。特に、全国的な課題については本部から地整幹部に説明いたします。

#### ② 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても具体的な要望を行ってまいります。

#### (3) あり方検討会その他検討会への対応

あり方検討会は、協会の抱える課題について申し述べる機会、さらに、港湾局の施策に意見を反映させる機会であり、積極的に対応して参ります。

第4回のあり方検討会では、今後の検討課題が提示されていますので、協会内の専門委員会（常任委員会、事業委員会、技術委員会）に対しても、情報提供等を行うとともに、必要に応じて意見を求めて参ります。

また、あり方検討会以外でも関係協会が参画を求められた検討会にも、令和3年度のように積極的に対応して参ります。

#### (4) 船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、船舶作業員を会員間で融通し合う本事業が活発に利用されるように活用事例を紹介するとともに、利用しやすくするための改善に取り組みます。

#### (5) CCUS と連動した能力評価事業

能力評価事業は、様々な職種の建設技能者に共通の事業であり、適正に評価して参ります。合わせて、能力評価（技能レベルの認定）を受けるメリットをPRし、評価を受ける者を増やして参ります

#### (6) CCUS への対応（活用した処遇改善）

CCUS と連動した処遇改善施策は、引き続き以下のように取り組みます。

##### ① 港湾工事に必要な能力評価制度の整備

港湾建設事業界全体の課題であり、関係する各協会と協力して取り組みます。

##### ② 能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

港湾建設事業界全体の課題であり、仕組みについての合意の下、関係協会と協力して取り組みます。

##### ③ 専門工事業の見える化評価

他の協会の状況を注視し、導入の必要性を検討します。

#### (7) 港湾における i-Construction 推進への対応

DX の推進は、政府の重要施策であり、港湾工事でも、横浜新本牧事業のような大規模プロジェクトで情報プラットフォームを設け、施工情報を BIM/CIM に集積し活用を進めております。また、最近では、遠隔臨場も進んでいます。

当協会は、「港湾における i-Construction 推進委員会」と「同施工 WG」に参加しております。技術委員会を中心に会員の意見を聴取しつつ、中小規模工事で的確に運用できるよう、港湾局に意見を申し上げてまいります。

#### (8) 特定技能外国人受入問題への対応

会員企業が特定技能外国人の受入ができるよう、協議会の一員として取り組んで参ります。特に、建設分野の業務区分の再編に的確に対応し、「会員企業の必要とする即戦力の外国人技能者の受入れを確実にするための仕組みの構築」に注力して参ります。

#### (9) 働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

関係する 5 協会は、平成 30 年の第 1 回会合から、働き方改革を進める上での課題を出し合っ、その課題解決に向けた取組を連携・協力して進めています。

引き続き、本部レベルで連携・協力するとともに、作業船係留施設の確保のような地域的な課題については、支部レベルでも連携・協力してまいります。

#### (10) カーボンニュートラルへの対応

「我が国は 2050 年までに、カーボンニュートラルを目指す」とされ、あらゆる分野で CO<sub>2</sub>削減が求められています。港湾工事分野のカーボンニュートラルは、作業船からの排出抑制が重要であり、会員企業には大きな課題です。

カーボンニュートラルに関する情報収集と対応の検討を行い、必要に応じ、港湾局長要望に反映させて参ります。

#### (11) 講演会・安全講習会等の開催

感染状況を考慮した上で、本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

#### (12) 他機関への協力等

例年通り、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

### (13) 新型コロナウイルス感染症への対応

協会の運営については、在宅勤務や時短・時差出勤を取り入れるとともに、一堂に集まる形式の会議を制限し、感染拡大状況下においては、書面決議、Zoom やメール等による方法で実施します。また、会員企業に対しては、引き続き、協会 HP やメールを用いて、必要な情報を伝えて参ります。

資格の講習会は、昨年に引き続き、予防対策を執った上で実施するとともに、更新講習ではオンライン講習を継続します。

## 2. 調査研究等

### (1) 自主事業

#### ① 安全対策・環境保全対策の推進

感染状況を考慮した上で、会員保有作業船の安全パトロールを行うとともに、安全標語入りポスター等を作成・配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。また、「作業船団安全運航指針」の普及に努めます。

#### ② 担い手確保のための活動

担い手確保のためには若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。会員企業において、現場見学会などを行い3Kの払拭につとめており、連携・協力していきます。また、さらなる活動としてどのようなものができるかを検討します。

#### ③ 新たな事業分野等に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供します。

#### ④ 建設マスターの推薦

海技協は、建設マスターの推薦団体として認められました。今年度も会員企業から「ふさわしい建設技能者」を募り、当協会が推薦して参ります。

### (2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

## 3. 資格認定事業

### (1) 海上起重作業管理技士の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得するための要件の一つとしています。また、CCUS と連動した技能評価において、レベル3 認定の要件の一つとなっています。業務経験年数5年で受講できます。

令和4年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和4年9月30日

大阪会場 令和4年10月7日

#### (2) 登録海上起重基幹技能者の認定

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者」は、船団長の要件を有する者とみなす、とされています。

本資格は国土交通大臣の認定資格で、当協会が認定業務を行っております。

令和4年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和4年10月13～14日

大阪会場 令和4年10月27～28日

#### (3) 資格認定者の更新講習

両資格者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力を修得することを目的とした更新講習が義務づけられています。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度より、オンライン講習を導入し、来場せずとも更新が可能となるようにしており、令和4年度も継続します。

令和4年度は、以下の日程で、講習を行います。

東京会場 令和4年9月9日

神戸会場 令和4年9月16日

福岡会場 令和4年9月22日

オンライン講習 令和4年10月3日～11月11日

#### (4) 資格者の登録データベースプログラムの更新（令和3年度の繰越）

当協会は、上記の資格者の情報管理・活用のため、専用のプログラムを平成3年度の「海上起重作業管理技士」認定制度発足時に作っています。

本プログラムは、約20年を経過し、適切にメンテナンスすることが困難になってきていますので、新たなデータベースプログラムを製作いたします。

## 4. 広報活動

例年通り、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 正会員、賛助会員の勧誘促進
- (2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進
- (5) 支部総会等における協会活動報告

なお、協会 HP には、会員専用ページを設けており、行政機関からの通知、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

## 5. 支部活動

各支部は、例年のように、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 支部会員への周知・情報提供・アンケート調査の配布等
- (2) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (3) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (4) 他団体等との協調・連携による研修、講習会の実施
- (5) 各種表彰者の推薦
- (6) 防災協定に基づく訓練等への参加、防災資機材の報告

## 6. その他（会費納入についての臨時措置の継続）

会員の厳しい経営環境に鑑み、平成 19 年度より臨時措置として協会会費の 10%の減額を行ってきており、令和 4 年度も継続することとします。

なお、今後、本部・支部双方の財政状況や、会員の経営環境を考慮し、臨時措置の解除についての検討を行いたいと考えています。

注) コロナ禍が継続しています。今後の建設需要の見極めが必要であり、「会員企業の負担軽減を令和 4 年度も継続すべき」と考えています。